

新型コロナウイルス感染症対策危機克服会議運営業務 に関する仕様書

1 委託業務名

新型コロナウイルス感染症対策危機克服会議運営業務

2 業務の目的

新型コロナウイルス感染症対策危機克服会議において、WITHコロナからPOSTコロナを見据えた新しい産業戦略を構築するに当たり、会議の実施やファシリテートなど運営業務を行う。

新型コロナウイルス感染症対策危機克服会議について

- ・ 京都府令和2年度5月補正予算で以下の会議体を設置。
- ・ 【領域別会議】：商店街・小売業、伝統産業、観光、食、ものづくりの5つの領域ごとに実施する会議。
- ・ 【全体会議】：上記の5領域横断で実施する連携会議。
- ・ 【事務局会議】：上記の領域別会議、全体会議の運営を統括し、その目的を実現するための実務者会議。

3 委託期間

契約締結日から令和3年3月15日まで

4 委託業務の内容

- (1) 領域別会議の実施及びファシリテート
- (2) 事務局会議の実施
- (3) 領域別会議及び事務局会議の議事録の作成
- (4) 危機克服会議メンバーとの連絡調整、進捗確認
- (5) 全体会議への参加
- (6) その他危機克服会議の円滑な運営に関すること

5 業務に係る留意事項

- (1) 全般事項
 - ・ 総括責任者を置くとともに5つの領域別会議に一人ずつ担当者を配置すること。
- (2) 総括責任者及び領域別会議担当者

- ・公益財団法人京都産業21（以下「財団」という。）及び京都府の指示を受け、又は協議を行い、円滑な運営に努めること。
- ・新しい産業戦略の構築に参考となる先進事例の調査及び分析等業務の受託者と連携し、会議の進め方を打合せ、協調して業務に当たること。

（3）領域別会議担当者

- ・領域別会議を月1回程度開催し、司会進行や論点整理、意見集約など会議運営を主導するとともに、会議メンバー間のネットワーク上で行われる日常的な意見交換の把握や連絡調整、会議での発言のフォローや宿題への回答などを行うこと。
- ・財団及び京都府の指示を受け事務局会議を開催すること。
- ・領域別会議及び事務局会議の議事録を作成し、メンバー間での共有を図るとともに、財団及び京都府の指示を受けて議論要旨を公開すること。
- ・財団及び京都府に、会議メンバーとのネットワーク上での意見交換等について報告すること。

6 委託業務の成果物

- （1）領域別会議及び事務局会議の議事録
- （2）業務報告書

7 納品場所

公益財団法人京都産業21

8 個人情報の保護

本委託業務を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

9 再委託の禁止

受託者は、財団の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
ただし、協議のうえ財団が必要と認めた場合は再委託を行うことができる。

10 調査等

財団は、必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができるものとする。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

1.1 成果品の利用及び著作権

- (1) 受託者は、業務委託の成果品に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する権利を業務完了、検査合格後に財団に無償譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害が主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

1.2 瑕疵担保

本業務完了後において、成果品に瑕疵が発見された場合は、財団の指示に従い、必要な処置を受託者の負担において行うものとする。

1.3 損害賠償

受託者は、本業務中に生じた受託者の責めに帰すべき諸事故に対して責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、受託者が一切を処理するものとする。

1.4 資料の貸与

本業務において必要となる資料等は、必要に応じて受託者に貸与します。受託者は借り受けた資料の適正な管理を行うとともに、本業務完了後速やかに返却するものとする。

1.5 特記仕様書

受託者が、企画提案した内容については、本仕様書と併せ、本業務の特記仕様書として取り扱うものとする。

1.6 完了報告及び検査

受託者は、本業務を完了したときは、遅滞なく完了報告書を財団に提出し、財団の検査を受けるものとする。

1.7 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、財団と受託者とが協議して定めるものとする。
- (2) 本業務は財団の委託業務であり、業務の成果については財団に帰属する。